

第 1 回練馬区地域福祉・福祉のまちづくり 総合計画推進委員会

- 1 日時 平成 29 年 6 月 28 日（水）：午後 6 時 00 分～午後 7 時 55 分
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 7 階 防災センター
- 3 出席者 飯村委員 石川委員 岡崎委員 岡村委員 小田委員 鴨治委員
川井委員 川久保委員 河島委員 鈴木委員 高橋委員 田中委員
中村委員 平田委員 古田委員 松澤委員 的野委員 吉田（純）委員
吉田（美）委員
- 4 公開の可否 公開
- 5 傍聴者 2 名
- 6 議題
 - （1）開会
 - （2）委員委嘱、委員自己紹介
 - （3）委員長・副委員長の選出
 - （4）練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画について
 - （5）練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会について
 - （6）計画の取組状況について
 - （7）（仮称）練馬区ユニバーサルデザイン経路ガイドラインの作成について
 - （8）次回の日程について
 - （9）閉会

○管理課長 皆様、こんばんは。定刻になりましたので、第 2 期第 1 回練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会を開催させていただきます。

私は、本委員会の事務局を務めます練馬区福祉部管理課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員長が選出されるまでの間、進行役を私の方で務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、お手元の会議の次第に従いまして、進めさせていただきます。

はじめに、福祉部長より、ご挨拶を申し上げます。お願いします。

○福祉部長 皆様、改めましてこんばんは。福祉部長でございます。

本日は、本当にお忙しい中を、夜間、このような形でご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

今回の委員会から期が改まりまして、第 2 回の推進委員会がスタートするということになります。新しく委員になられた方もいらっしゃいます。また、第 1 期から引き続きの委員の方もいらっしゃいますが、どうぞ皆様よろしく願い申し上げます。

この練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画は、昨年 3 月に策定いたしまして、1 年以上が過ぎているというところでございます。

この間、これに関係する動きが区でも国でもございました。

特に国ということになりますと、「ニッポン一億総活躍プラン」の中で掲げられており

まず地域の「我が事・丸ごと」の地域共生社会の実現に向けまして、厚労省がポイント、ポイントで、節目、節目で考え方を昨年は示してきております。

この「我が事・丸ごと」でございますけれども、改めてここで申し上げるまでもないのかもしれませんが、地域の皆さんが、地域の問題を他人事とせずに関わりと捉えて、それを、行政ですとか、さまざまな地域主体がございまして、こういった地域主体と行政がネットワークを組んで、丸ごと支援していくというものでございます。

その丸ごとの支援に関連しまして、社会福祉法も 6 月に改正となっております。

これは、丸ごと支援の仕組みづくりというものを、社会福祉法の中では市町村の役割と位置づけたということになってございます。

また、地域福祉計画につきましても、充実を図るという意味合いもございまして、福祉の分野では、子どもにしても、障害にしても高齢にしても、さまざま個別の行政計画があるわけでもございますけれども、地域福祉計画について、そういった共通事項を定めるような、そういった個別の計画の上位計画と位置づけるという考え方も、その法改正の中で示されてございます。

地域福祉計画につきましては、これまで任意でつくってもつくらなくてもいいというものでございました。今後は義務化されているわけではございませんけれども、努力義務化されたということもございまして。

また、皆様、区報をごらんになっているかもしれませんが、第二回定例会初日の前川区長の所信表明の中で、グランドデザイン構想というものが発表されてございます。

これは、概ね 10 年後から 30 年後ぐらいの練馬区の将来像を、都市のグランドデザイン、暮らしのグランドデザイン、そして区民参加と協働のグランドデザインという三つのグランドデザインで、区民の皆様と将来像というのを共有できるように、わかりやすく伝えていくものになる予定でございまして。

地域福祉の分野につきましては、暮らしのグランドデザイン、そして、区民参加と協働のグランドデザインに直接かかわりを持っていくということになると思いますが、暮らしのグランドデザインの中には、先ほど申し上げました国の地域福祉計画の考え方にございまして、子どもですとか、高齢ですとか、障害の、そういった区の考え方というの、同じように位置づけられるということになります。

今年の 12 月ぐらいまでには素案を発表して、来年度中に策定する予定になっております。

こういった区の動き、そして、国の動きがある中で、現在の地域福祉・福祉のまちづくり総合計画でございまして、平成 31 年度までの計画となっております。

この改定というの視野に入れていかなくてはならないわけですが、こういった私どもの計画もそうですが、個別の行政計画も、グランドデザインとの整合を図るといいますか、関係を整理しながらつくっていくということになりますので、次期の地域福祉・福祉のまちづくり総合計画につきましても、一定の、その辺の整理をした上で、今年度中ぐらいには区としてのスタンスというのが明らかにできるかなと考えてございます。

その上で、恐らく来年度の後半ぐらいからは、皆様に、次期の地域福祉・福祉のまちづくり総合計画の検討にご参加いただき、ご意見をいただくようになるのではないかと、今、今の時点では考えているところでございます。

現在の計画の進捗を毎回議論していただいているところでございまして、そうい

った取り組み状況の評価と合わせまして、その時期になりましたら、次期の計画について忌憚のないご意見をいただければなというように考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

長くなりましたけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○管理課長 福祉部長、ありがとうございました。

それでは、事務局から、委員の出席状況、また、この会議の情報公開と傍聴について、ご報告をさせていただきます。

○事務局 事務局でございます。

まず、委員の出席状況について、ご報告いたします。現在の出席委員は、18名でございます。また、本日の会議は公開となっております。現在、傍聴の方は2名でございます。

また、会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載いたします。記録がまとまり次第、委員の皆様にお送りしますので、ご確認をお願いできればと思っております。

事務局からは以上です。

○管理課長 それでは、続きまして、本日の議題に入る前に、資料の確認を事務局からさせていただきます。お願いします。

○事務局 （資料確認）

○管理課長 それでは、続きまして、次第の2、委員委嘱および委員紹介でございます。

はじめに、委員の委嘱です。本来は、お一人お一人に委嘱状を手渡しさせていただくところですが、時間の都合上、委嘱状は机上に配付させていただきましたので、ご確認をお願いいたします。なお、委員の任期は本日より平成31年3月31日まででございます。よろしく願いいたします。

次に、委員の紹介ですけれども、お手元に委員名簿を配付しておりますので、ご確認をお願いいたします。

本日は、第2期初めての委員会となっております。新任の委員の方もいらっしゃいますので、自己紹介をお願いしたいと思っております。名簿の順番で、所属とお名前をお願いできればと思います。

○管理課長 皆様、どうもありがとうございました。

それでは、本日出席しております区の職員についても、自己紹介という形でさせていただきますので、よろしく願いいたします。

（職員自己紹介）

○管理課長 それでは、次第の3番になります。

練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会設置要綱に基づきまして、委員長、副委員長の選出をお願いしたいと存じます。要綱では、委員長は委員の互選により選任するということになっております。

事務局といたしましては、学識経験者の委員をお願いしてはどうかと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

（拍手）

○管理課長 それでは、委員に委員長をお願いいたします。

次に、副委員長の選出ですけれども、副委員長につきましては、委員長の指名によるこ

ととなっておりますので、委員長からのご指名をお願いいたします。

それでは、委員長から副委員長のご指名をお願いいたします。

○委員長 それでは、初めに、再びといたしますか、委員長にご推薦いただきまして、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、規定によりまして、委員長が指名ということになっていきますので、わかりやすく、ナンバー 1 番の学識経験者の委員にお願いしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（拍手）

○管理課長 ただいま正副委員長が決定されました。委員長、副委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、委員長と副委員長から改めてご挨拶をいただきたいと存じますので、委員長から、よろしくどうぞお願いいたします。

○委員長 改めまして、どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、委員になられた方も複数いらっしゃるというふうにお聞きしていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

私も練馬区にかかわりまして10年近くなっているのかもしれませんが、練馬区は23区の中で、私が直接触れ合っている中でも、職員の皆さんは非常に熱心にやってくれました。

練馬区独自の福祉のまちづくり推進条例も、ほかの自治体では見られないような試みなんかも行っています。

先行している市町村からすると、条例ができたのは遅れましたけれども、新しい試みなどもやっています。

それから、前回の第1期ということで、地域福祉と一体的になりました。これも非常に、私の領域からすると、結構難しい領域なんですけれども、先ほど部長のお話がありましたけれども、社会福祉法が改正されて、任意から努力義務になって、区市町村の責任がますます重大になっています。

そういう点では、この第2期が非常に重要になってくるのではないかとこの予想で、前期と同じように、皆様方からたくさんのご意見をいただきながら、円滑に運営を進めていきたいと思ひますので、どうぞひとつよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○副委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

私は、大学では権利擁護というような科目を実は教えているのですが、地域の福祉計画、先ほどご案内にもありましたように、国の動きもいろいろありますが、地域のことは地域住民の方が最もよくご存じだというようなことがあって、この委員会は非常に多くの当事者の方や地域住民の方が自由闊達に議論されるというところが、とてもいいのではないかなと思っております。私は2期目ということですが、社会福祉協議会の地域福祉活動計画にも長く携わらせていただいておりますので、さまざまな観点から皆様のご意見をいただきながら、委員長とともに進めていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

（拍手）

○管理課長 委員長、副委員長、どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

それでは、恐れ入ります。ここから先の進行につきましては、委員長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、先ほどまでの議事次第の中で、3番まで終わったということになりますので、これから4番以降を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。4番、5番は、一緒に資料を説明していただきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたします。それでは、ご説明をお願いいたします。

○地域福祉係長 それでは、事務局から練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画について、それから推進委員会について、説明させていただきます。

まず、「ずっと住みたいやさしいまちプラン」の概要版をごらんいただけますでしょうか。1ページお開きいただきまして、最初のところに目標が書かれております。

「ともに支え合う、だれもが自由に社会参加のできるまち」ということで、練馬のこの地域にもさまざまな状況におかれていて、また、さまざまなニーズの異なる方々が暮らしていらっしゃいます。地域の皆さんがこのことに気づいて、お互いを認め合って、地域社会を構成する一員として、ともに支え合って暮らせるまちを目指すということで、こういった目標になっております。

また、建物や道路などの物理的なバリアフリー、それから、人びとの意識などの心のバリアフリー、これを進めていきまして、だれもが自由に社会参加できるまちをつくるということが目標になっております。

次に、「本プラン」についてとありますけれども、この計画ですが、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画期間となっております。

「福祉施策の重点化と総合的な展開を図るためのプランです」とありますけれども、今のこの計画ができる前までは、地域福祉計画というものと、福祉のまちづくり総合計画という二つの計画があったわけなのですが、ハードとソフトの両面から総合的に展開していくということで、一つの計画に統合したところです。

一度、本編、冊子の4ページをごらんいただければと思います。

「計画の位置づけ」と書かれているページなのですが、こちらを見ていただきますと、まず、区の上位計画であります「みどりの風吹くまちビジョン」というものがありまして、その下に個別計画ということで、この「地域福祉・福祉のまちづくり総合計画」についても位置づけがなされております。

先ほどお話が出ておりましたけれども、練馬区社会福祉協議会で策定されております地域福祉活動計画、こちらとも連携しながら、取り組みを進めていくというものになっております。

また、障害者計画、障害福祉計画、高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画といった福祉にかかわってくる計画とも関連しながら事業を進めていくという、そういった位置づけになっております。

概要版の4ページをごらんください。②プランの全体像というところです。

計画の目標がありますけれども、基本理念としまして三つ掲げております。人々の多様な状況を共感をもって理解するという「共感」。それから、区、事業者および区民等が主

体的に取り組んで、相互に協力するという「協働」。それから、着実に実施し、それを発展させていくという「推進」。この三つを基本理念としております。

そして、取組の視点としまして、これも三つ掲げております。

視点 1 が「気づき」の輪を広げる。視点 2 が、その人らしい暮らしを支える。視点 3 が、バリアの解消に取り組むという、この三つがございます。

こういった基本理念、取組の視点に基づきまして、4つの施策と、取組項目、全部で49事業になりますけれども、こちらに取り組んでいくというものになっております。

③ 4つの施策についてです。まず、施策 1 ですけれども、「ともに支え合う地域社会を築く」ということで、ここは地域住民が主体となる活動を支援したり、あるいは、その力を引き出していく、そういった取り組みが掲げられております。

取組項目としまして、「つながり、見守る地域づくりに取り組む」ということで、例えば、「平常時にゆるやかに見守りあえる地域づくりに取り組む」ことですか、「災害時要援護者の支援を充実する」、そういった取り組みが書かれております。

取組項目②としましては、「地域の福祉力を支える担い手を応援する」ということで、「（仮称）地域福祉フェスタの開催」。こちらは今年度の新規事業として行う予定になっておりますけれども、そういったものがあります。

また、取組項目③としましては、「地域課題を自ら解決する力を引き出す」ということで、「やさしいまちづくり支援事業」、団体さん向けの助成あるいはアドバイザー派遣などの支援ですけれども、こういった事業も盛り込まれております。

施策 2 です。「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」ということで、ハード面のバリアフリー化に向けて、さまざまな立場の方の声を取り入れながら、まちづくりを進めていく。そういった内容になります。

取組項目としましては、「使いやすい公共施設・スムーズに移動できる経路を増やす」ということで、「駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路のユニバーサルデザイン化」ですとか、「だれもが利用するスポーツ環境づくり」、こういったものが書かれております。

取組項目②としましては、「安心して使える・気軽に行ける身近な民間施設を増やす」ということで、「安心・快適なトイレの普及（福祉のまちづくり整備助成制度）」などが書かれております。

施策 3、「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」ということで、多様な方々が地域に暮らしているということを、まず理解するということ。それから、情報を発信することによって、だれもが行動できるようにする取り組みなどが入っております。

取組項目、一つ目としまして、「学び合いで、個性をのばし、感性を育む」ということで、「小学生ユニバーサルデザイン体験教室の拡充」があります。

取組項目②では、「利用しやすい情報・安全で安心・快適な生活を支える」ということで、「地図情報と連携したバリアフリー情報の発信」などがございます。

取組項目③としまして、「やさしいまちづくりの取組のすそ野を広げる」ということで、「まちを笑顔にするための第一歩の推進」。これは、例えばお店のトイレを困っている方に貸すこととか、小さな行動をきっかけとして実践していくというような取り組みになっております。

施策 4 です。「福祉サービスを利用しやすい環境をつくる」ということで、取組項目と

しましては、一つ目、「保健福祉サービス利用者の権利擁護を推進する」。二つ目として、「社会福祉法人等への指導、助言を充実する」。取組項目③として、「生活困窮者の自立を支援する」。こういった項目が書かれております。

計画の内容については、説明は以上になります。

続きまして、資料 1 をごらんください。練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会についての資料になります。

まず、この推進委員会についてなのですが、この委員会は、計画の策定に当たりまして、公募区民の方、地域団体の方、それから区民懇談会の元委員、学識経験者の方などを構成員としまして、設置したものになります。

これまで計画策定前は、平成26年度までに区民の方からいただきましたご意見をもとに、計画に盛り込む事項を整理・検討をして、平成27年8月に区長への意見表明を行いました。そして、28年3月にこの計画を策定したところです。

計画策定後につきましては、取組の推進状況の確認、課題の検証等を行うなど、計画の進捗管理を行っていただくことになります。

今期、第2期の委員の任期は、平成31年3月までの2年間となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2番の今後のスケジュール（予定）ですけれども、今年度につきましても、年3回の開催を予定しております。第1回目が本日ということで、後ほど議題については説明があると思います。

それから、第2回目が11月中旬、「防災対策について」とありますけれども、こちらは昨年度いらした委員の方は覚えていらっしゃるかなと思うのですが、災害時要援護者に関する事業者連携についてご報告をしたところ、要援護者名簿のことですとか、避難拠点のことですとか、多くのご意見をいただきまして、皆様の関心度の高いところであるのかなというところもありますので、一度時間をとりまして、次回、第2回のときに、改めて議題とさせていただきたいと考えております。

それから、「ねりまユニバーサルフェスについて」とありますが、こちらは今年度、練馬区独立70周年ということで、新たに始まる事業になります。こちらについても第2回目でご報告させていただきたいと思っております。

第3回目については3月中旬を予定しておりますが、部長の話にもございましたが、次期の計画について、一定程度の方向性をお示しできればと思っております。

第4回目は年度が変わりますけれども、また来年の今ごろに開催を予定しております、今年度の取組状況についてなどをご報告できればと思っております。

資料 1 - 2 は、この委員会の設置要綱になっておりますので、参考にごらんいただければと思います。

では、計画について、推進委員会についての説明は以上になります。

○委員長 ありがとうございます。

第1期から入りました平成27年度からの「ずっと住みたいやさしいまちプラン」のご説明と、それから推進委員会についてのご説明をいただきました。

これにつきましては、前第1期にかかわられた方は、内容について、策定のプロセスから入っているかと思っておりますので十分ご承知かと思っておりますが、新任の方々はいろいろと不明

な点もあるかもしれませんが、今日は時間の関係もありますので、質疑応答はすぐにはしなくて、必要であれば、事務局の方にいろいろとお問い合わせをいただければと思います。ひとつよろしく願いいたします。

それから、第1期委員の方々も、何かと言いたいことがあるという方もいらっしゃるかもしれませんが、その辺の話は、これから引き続き、皆さんと一緒にご議論させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、資料1、そして計画のことですね、今後のスケジュール等について説明をいただきました。

特に、第2回目が11月中旬ということで、これも前期のときに2回ほど議論させていただきましたが、災害時についてということで、事務局も少し時間をとってちゃんとやろうと、そういうお話がありましたので、このようなスケジュールになりました。よろしくどうぞお願いいたします。

特にご説明の中で、皆様の方からご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいですかね。

それから、この会議は本当に皆さん方から一人ひとりにご発言をいただいていますので、これからも、今日も、そしてこの後も、皆さんのご意見を時間の許す限りいただければと思います。

それでは、続いて資料2になりますが、計画の取組状況について、ご説明をお願いしたいと思います。

○地域福祉係長 それでは、資料2の取組状況についてをざらんにいただきまして、簡単に平成27年度、28年度の取組実績について、幾つか事業を取り上げて説明させていただきます。

まず、この表の見方ですけれども、左側の事業番号から、施策、取組項目、事業名、平成26年度末の現況、事業目標、ここまでは計画に書かれているものを転記したものになっております。

その右側の平成27・28年度取組実績の部分と、平成29年度事業目標の部分、こちらを今回計画に位置づけられた事業の担当課から回答を得て、まとめたものになっております。

まず、事業番号2番をご覧くださいければと思います。

施策1の「ともに支え合う地域社会を築く」の中の、取組項目1「つながり、見守る地域づくりに取り組む」の中の、事業名が「災害時要援護者の支援を充実する」というところです。

取組実績のところをざらんにいただきますと、災害時要援護者名簿未登録者を対象とした、区職員による安否確認体制を構築したということです。

それから、介護・障害福祉サービス事業者団体と「災害時におけるサービス利用者の支援に関する協定」を、今年3月に締結したということで、こちらは昨年の委員会の中でもご報告させていただいたものになります。

次に事業番号9番です。こちらの施策1の中の取組項目、3番の「地域課題を自ら解決する力を引き出す」というもので、事業名が「地域福祉コーディネーターによる地域福祉の基盤づくり」ということで、こちらは社会福祉協議会で行っている事業になります。

取組実績のところを見ていただくと、実績としましては、地域福祉コーディネーターの

活動地区を 2 地区から 4 地区に広げて展開したということ、それから、地域福祉協働推進員、通称ネリーズと呼んでいますけれども、この懇談会を各地域にて延べ 7 回、参加者 124 名で開催しています。それから、ネリーズの方を対象に勉強会を開催して、これも 29 名の方にご参加いただいたということです。また、ネリーズの周知を目的としたシンポジウムが開催されて、参加者も 127 名であったということです。ネリーズにつきましては、6 月 26 日現在で 369 人の登録がされていると伺っております。

次に事業番号 19 番をごらんください。今度は、施策 2 の「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」の取組項目 1 番、「使いやすい公共施設・スムーズに移動できる経路を増やす」。事業としては、「より使いやすい区立施設、区立公園の整備」ということで、取組実績のところですが、意見聴取を実施して進めてきたということが書かれております。

バリアフリー冊子発行と書いてありますけれども、これは本日お配りしました「みんなが使いやすい建物、公園をつくろう」こちらの黄色いパンフレットです。

事業番号 33 番、施策 3 「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」ということで、取組項目としては、「学び合いで、個性をのびし、感性を育む」ということで、「相互理解のための小冊子の作成」が目標になっているものです。

年度ごとにテーマを設定して、普及啓発のための小冊子を発行するものになっております。平成 27 年度にヒアリングを実施しまして、平成 28 年度にワークショップを実施して、小冊子を作成したところです。今年度についても、また別のテーマでワークショップを実施して、小冊子を作成していく予定になっております。

続いて、事業番号 35 番をごらんください。

同じく施策 3 の中の、取組項目は「利用しやすい情報・案内で安心・快適な生活を支える」、事業としては、「ICT を活用した情報バリアフリーの推進」ということで、「地図情報と連携したバリアフリー情報の発信」ということで、こちらも昨年の委員会でもご報告させていただきましたけれども、今年 2 月にバリアフリーマップの公開、運用を始めまして、今後も運用の拡大、周知の拡大をしていきたいと考えているものになります。

資料 2 の取組状況につきましては、簡単ですが、以上になります。

○委員長 ありがとうございます。

資料 2、このあたりから取組実績等も含めてご質問が出てくるのではないかと期待しておりますけれども、今、代表的な箇所をご説明いただきましたが、そのほかのご質問でもいいですね。説明していただいたところだけなのでしょうか。大丈夫でしょうか。

○地域福祉係長 担当の所管課が今日は全員来ているわけではございませんので、可能な範囲でお答えさせていただきます。

○委員長 そうしましたら、ご担当のいる課についてご紹介いただいて、そのところの部分を集中的に、もしご質問あればということですが、そのほかは後日回答になるかもしれません。

○地域福祉係長 本日は、福祉部管理課と建築課が出席していますので、この部分を中心にご質問いただけると助かります。

○委員長 了解しました。そのあたりを中心に、今日はご質問いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○委員 27番の無電柱化推進計画。今年モデル事業の設計とあるのですけれども、実施するのはいつになるのでしょうか。

○委員長 わかりますかね。

○建築課長 これは土木部計画課で担当しておりまして、何年度と今はっきりしたことは言えないので持ち帰らせていただきたいと思います。

○委員長 よろしいでしょうか。

今日はご担当の方がいらっしゃらないので、申しわけありません。よろしく願いいたします。ほかにございますか。ご質問等、遠慮なく。

○委員 1点目、事業番号22のバリアフリー冊子の発行というのは、平成27、28年度の実績があって、それが今手元にある。平成29年度も新たに改訂版をつくるということですか。

○建築課長 新たな施設に関してつくる予定でいます。

○委員 2点目が、先ほど委員からもご指摘がございました、事業番号27番の平成27、28年度取組実績で基本方針が策定されたということですが、これは所管が建築課ではないのですが、これはどこかで見られるのですか。

○建築課長 区のホームページのトップページから検索していただければ、「無電柱化の推進」ということで練馬区無電柱化基本方針を見ることができます。平成28年5月25日に策定しておりまして、基本方針を全文見ることができます。

○委員 その基本方針の具体化が、このモデル事業（豊中通り）の設計ということで、今年度進行中ということでよろしいですか。

○建築課長 その辺につきましても、豊中通りについてのニュースというのを、1号から今は3号まで発行しているところがございますので、詳細につきましては、そちらを見ていただければ。同じホームページの中に記載がございますので、ご参照いただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。よろしいでしょうか。

平成27年、28年度の取組実績が中心になるかと思えます。

○委員 せっかく説明で事務局が取り上げてくださったので、9番の「ともに支え合う地域社会を築く」の地域福祉コーディネーターのことで、「地域福祉協働推進員」を通称ネリーズと呼んでおりますが、この二つについてご報告ができたらと思っております。

特にネリーズと言っているのは、地域福祉協働推進員の通称名でして、こちらの会議でも、昨年度、皆さんにお願いをしたところ、何人かの方に登録していただきまして、ありがとうございました。

その後、先ほど360人登録があったというご報告をいただいたのですけれども、うちの局長が、ネリーズ運動と名前をつけて、地域の皆さんに、いろんな気づいたことがあったら、いろんな人に発信して、例えば視覚障害者の人に出会ったら、そこで出会ったことをどうしたらいいかと伝えていこうよと、それだけでもネリーズだよということで運動にしていこうということで、先日、老人クラブでお話ししましたら、団体として登録をしたいと言ってくくださったのです。

それぐらいに関心を持ってくださったのですが、団体で全員で入ってしまうと、一人一人の主体性がないものですから、お一人お一人に確認をとって話せていけたらいいなということで、老人クラブでもまたお話を聞きたいというふうに言ってくさっているのです。

そのように、各団体、各機関、各施設で、利用者も含めて関心を持ってくださっているというのが広がっているということをご報告したく、お話をさせていただきました。

それと、先ほど福祉部長からお話がありました、国の政策の「我が事・丸ごと」ということで、他人事ではなくやっぴいこうよということ、国では言っていますが、私どもの活動計画の策定委員会が先日ありまして、国から言われるまでもなく、もう練馬区ではみずからネリーズとしてやっぴいっているよねということを確認しまして、練馬区は先駆的にやっぴいっているのではないかという話も出ました。

○委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

私から質問ですが、2番目の災害時の介護・障害福祉サービス事業者団体との協定とありますけれども、これは、締結したのは幾つぐらいの団体なのでしょう。

○管理課長 こちらは、事業者個々ということではなくて団体と協定を締結したので、介護サービスの事業者が加入している団体、通称事連協、それと、障害サービスの事業者がつくっている団体、通称障事連。この2つの団体に加入している事業者の数ということになります。数としては手元に持っていないのですが、そのような形になっております。

○委員長 いわゆる事業者団体と連携したということですね。その詳細については、今後、どういうふうに進めるかということは、また今年度検討するというです。ありがとうございます。

○委員 事業番号18と21。今日、建築課長がおられますのでお伺いするのですが、21が安心・快適トイレ。それから、23が、だれでもトイレという言い方をしております、前期の最後の回で私はお伺いしたのですが、トイレの名称のことで、これは一見、二つのトイレが出ておりますけれども、最初の快適トイレは非常に魅力的な助成の結果、大変数が増えたとコラム欄にも書いてございますが、何がこの成功の要因なのか。本当にこのとおりなのかどうか。

現状、平成31年の目標はわかっていますが、今までの経過と、もう一つのだれでもトイレというのはどういう計画を立てていらっしゃるのか。具体的な数字を挙げてご説明いただければ幸いです。

○委員長 それでは、21番、安心・快適トイレ、23番、だれでもトイレについて、ご説明をよろしく願います。

○福祉のまちづくり係長

まず最初の、安心・快適なトイレの普及ということなのですが、大きく捉えておりました、車椅子の方が使えるトイレ、通称車椅子トイレですとか、だれでもトイレと言っているのですが、それと、区内の店舗、飲食店ですとか、美容院ですとか、そういったところに和式のトイレというのがまだまだたくさんございまして、高齢者の方たちは非常に使いにくいというお話をいただいています。この21番で言っております助成事業というのは、和式を洋式にする、もしくは様式に手すりをつけるということも全て含めて、トイレを使いやすくしていこうというものです。当然この中に、狭いトイレを車椅子対応にするというようなものも含まれております。

目標数を出しておりますが、これはトイレだけではなくて、バリアフリーの助成金の件数全てを足し上げて、平成31年までに延べ280件を目指したいというところですので、この280件の中には、トイレだけではなくて、スロープですとか、手すりですとか、そうい

ったものも入ってございます。

それで、お話をいただきました、コラム欄にあります 4 年間で 380 施設以上に新しく車椅子対応トイレができましたというご紹介です。

これは、車椅子対応トイレと言っておりますので、車椅子の方が入れる広さのあるトイレが、新設で 4 年間で 380 施設になります。

実際に、今年はまだ調べていないのですが、昨年度の夏ぐらいに調査したら、さらに 100 個ぐらい増えておりまして、480 ぐらいになっていると計算を、区ではしております。

これは、先ほど委員長からもご紹介いただきました、練馬区福祉のまちづくり推進条例を平成 22 年に区がつくりまして、これによって小さい規模の店舗や診療所を新築する際には車椅子トイレをつくってくださいという義務基準をつくりました。

もう一つは、義務ではないのですが、全ての店舗、診療所が、新築するときですとか、それから用途変更といって事務所から店舗にしますと転用する際に、あらかじめ設計図面を私ども建築課に見せてくださいというような、協議していただく手続をつくりまして、こちらの中で、「トイレを洋式にしてもらえませんか」ですとか、「手すりをつけていただませんか」、「車椅子トイレが何とかつくれないですかね」というようなお願いをしているという手続がございます。

これらの手続の中で、実績で拾った数がコラムにある 380、それから、昨年度に数えたときには 480 ぐらいということになりますので、一つには、条例をつくって義務、それから誘導の手続を定めたというのが、トイレが使いやすいという効果を上げているかなと思っております。

練馬区全体の区立施設の中で、どのくらいを見込んでいるかという具体的な数字はつくっておりませんので、できるだけやっていきたいというようなことをご了解ください。

○委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○委員 今、トイレのことが出ていましたので、区内の施設はこちらで結構やれますけれども、区内の駅中トイレをご存じですか。かなり和式が多いのです。とても困っているのですけれども、これは、区からお願いということはできないですか。我々、利用者が言わなければいけないのですか。

それが 1 点と、もう一つは、要援護者名簿については前からとても関心がございまして、次回 11 月に、防災対策について、被災要援護者名簿について、いろいろとお話を、長い時間とっていただくということですので、大変期待しておりますが、11 月中ごろということで、はっきりわかっているのか。

私は、これは本当に関心があって絶対欠席したくないので、調整していただかないと、これは前々から、私は小学校の拠点の会長をやっているし、小学校でも困っているし、町会もどう扱うのか、どうなっているのか知りたいということですので、個人ではなくて全体にかかわるので、ぜひお願いしたいと思っています。よろしくどうぞ。

○委員長 では、その 2 点だけ、事務局でお答えいただけますか。

○建築課長 では、建築の方で、まず駅の話ですけれども、特に駅の場合はバリアフリー法の中で対処しますし、ただ、建築物ではない部分もございまして、そうすると、なかなか私どものチェックが入りづらいというところがあります。

ただ、その中でも、とにかく法がかかっていますから、駅の事業者で当然やっていくと

いう責務がございますので、それが改修時とかに合わせてやっていくのかなど。

新築につきましては、先ほどのものを見ていただければわかるように、新しい駅につきましては、だれでもトイレがどんどん増えております。

○管理課長 2点目の11月の日程ですけれども、後ほどご案内するつもりでいたのですが、本日の次第を見ていただきますと、8、次回の日程についてということで、11月13日（月）を予定していることを記載をさせていただいております。

場所については、練馬区役所本庁舎20階、交流会場と書いてありますけれども、今のところはこの日程、この場所を考えているということで、ご了解いただければと思います。

また、ご案内は、近くなりましたらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにございますか。

○委員 15番の相談情報ひろばですが、この相談情報ひろばとは何ですかというのが、多分ご存じのない方も結構おられるのではないかと思いますので、これは説明していただいた方がいいだろうと思うのと、「みんなのふれあいサロン」と新しく名前をつけられたのですかね。というのと、カフェというのが今、だいぶはやっていますよね。ここの差というのは何だろうかなといこと。それから、この平成27年、28年のところで、団体交流会というのを1回やっておられるのですが、この団体交流会との関係で、ねりま区報の6月21日に区長の所信表明が出ていますが、一番最後のところで、「地域の団体について、区内にはさまざまな分野で広く知られることなく地道で主体的に活動しているグループが数多く存在します。こうした皆様の活動が活発になることによって、練馬の自治はより確かなものにつながると確信します」と書いて、区長自身も相談情報ひろばに数多く顔を出されていると聞きます。取組実績にある団体交流会は、相談情報ひろばの方々の団体交流会なのか、そうではなくて、地域の方でお互いに団体交流をしていることなのか。まだしておられないようだったら、社会福祉協議会でも随分やっておられると思いますが、これをぜひ団体の育成のためにやっていただければなというふうに思っています。

以上です。

○委員長 これは協働推進課ですが、おわかりになりますでしょうか。

○地域福祉係長 まず、相談情報ひろばはどのようなものかということなのですが、この計画の冊子の17ページのコラムというところをごらんいただければと思います。

こちらのコラムの囲みの中に、「「相談情報ひろば（みんなのふれあいサロン）」はどこなところ？」と書いておりますけれども、第1期地域福祉計画を策定するときに、区民の皆様からご意見をいただきまして、「相談情報ひろば」というものが事業化されたということです。

地域でいろんな活動をされている団体さんがいらっしやいまして、その中で、例えばサロンのと言いましょか、ふらっと立ち寄れて語ることができるような場ですとか、あとは、いろんな地域の情報、区の情報を集めたり、それを発信したり、あとは、いわゆる区の窓口で相談するまでもないちょっとした困りごとを相談する場であったり、地域で活動している団体さん同士をつなぐような役割であったり、そういった活動をされている団体さんの拠点を、相談情報ひろばと位置づけまして、区としてはその団体に対して、運営経費を一部助成するという支援を行っている事業になっております。

みんなのふれあいサロンというのは、この計画にも載っておりますとおり、今年度から

新たにつけた名前というのではなくて、別の名称としては従来からこういった名前もあったということになります。

それから、取組状況のところに書かせていただきました団体交流会につきましては、相談情報ひろばを運営している団体さんを集めて意見交換をしたり、情報共有したりというようなものになっておりまして、街かどケアカフェとはまた別のものになります。

○委員長 よろしいでしょうか。

相談情報ひろばは、いろんな活動をやっている人たちの、各種団体の情報交流の場として使われている。それは拠点の場合もあるし、情報提供の場合もあるし、いろいろ広範に運用されているようですね、今のお話を聞くと。

○管理課長 補足をさせていただきます。団体交流会につきましては、相談情報ひろばを運営している方たちに集まっていただいて開催するしたものです。相談情報ひろばは、団体によってかなりカラーが違いまして、例えば、子どもに焦点を当てて、そこを中心にやっているところ、例えば、障害のある方たちの居場所づくりをやっているところ、いろいろな団体があります。

相談情報ひろばのそれぞれの団体が、自分たちがやっていることだけではなくて、いろんな団体が集まる場所で交流することによって、お互いのいいところを参考にしたりということもあるので、相談情報ひろばの皆さんが集まって交流できる場を持ちましょうということなので、相談情報ひろば以外の方が入っているものではないです。

ただ、福祉部管理課で昨年度まで相談情報ひろばを所管しており、それが広い意味での福祉ということではあるのですけれども、分野が違うということではなくて、手法として、区民の方と一緒にやっていくという意味合いでは、福祉よりもっと広い意味での活動に広がってきているので、協働推進課に今年度から移管したところがあります。協働推進課では、昨年度から、これまでの団体交流会とは別に「つながるフェスタ」みたいな取り組みもやっているの、さまざまな所管で、分野に限らず区民の方たちがつながるような機会を持っていくという形はやっております。ここの団体交流会は閉じられた形ではありますけれども、地域の方たちがつながっていく形の取り組みは、区としてはいろいろな形でやっております。

また、街かどケアカフェというものと相談情報ひろばの違いというご質問があったかと思いますが、街かどケアカフェは、高齢者支援課が所管しておりまして、一番早くできたのが谷原にあるこぶしですが、その中では、いつでも気軽に行けるということのほかに、例えば、そこでいろいろな体操してみたりとか、何か講演会をやってみたりという企画をしながら、過ごしていただけるような形の取り組みをしているものですので、所管は違いますが、さまざまな形で地域の方たちが、居場所であったり、外に出ていく活動ができるような仕掛けを区としてつくっているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

中身としては、それほど違いはないと思いますけれども、所管によって多少、施策上の表現が違っているという感じかと思いますが、広範に捉えておいていただければよろしいのではないかとこのように思います。

○委員 事業番号44と45の二つあるのですが、この二つとも福祉部管理課と社協さんがご担当でございます。最近、内閣府の説明会に出席いたしまして、成年後見制度の利用促進

に関する非常に強力な指示が出されておりますが、これにより、練馬区でもいろいろと検討、いわゆる目標設定も含めて、私ども家族会等の団体で開く相談会等への支援も含めて、何か影響があるかどうかということ。もう一つ、事業番号47、社会福祉法人等への指導、助言でございますが、実は私は、練馬区にある社会福祉法人の評議員を務めておりますが、これは非常に気にしております、いわゆる地域公益費用云々というところですね。これにつきまして、一番近い国会での審議状況ですね。いつ、これが実施されるのか。もし、最新情報があれば教えていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長 それでは、44と45番合わせて、そして47の法人の社会貢献についてお願いいたします。

○管理課長 まず、成年後見制度についてですけれども、区としても取り組んでいかなければいけない課題だということは十分認識しております。社協さんで推進機関を担っていただいているということもありまして、今までも、例えば市民後見人の育成などをやっていただいておりますが、今これから、まさにどういった形でのマッチングをしていくのかとか、あるいは支援をどういう形で拡充していくかというところを検討しております、これについては、何らか見える形で拡充を充実させる方向で進めていきたいと思っております、ただいま鋭意検討しているところです。また、そのあたりの考え方がまとまりましたら、ご報告させていただきたいと考えております。

それから、先ほどの社会福祉法人の指導、助言というところですが、福祉部管理課の中に社会福祉法人係がありまして、区の中に事業所があるものについて、よその区とまたがらないものについては、指導、監督をさせていただいておりますが、社会福祉法人改革の中で、全ての社会福祉法人は地域貢献、社会貢献をしていくというようなことも書かれています。

その中で、皆さんにやっていっていただきたいのですよといったことで、近々ですけれども、今、社協で社会福祉法人についてネットワークをつくって、分野は違っても社会福祉法人が活躍できるように、実は、社協さんに身銭を切ってやっていただいているところでして、そこを区としても一緒にやっとうと思っております。

○委員 区内にある66法人の社会福祉法人に呼びかけまして、ネットワークをつくりました。それは2年前ですが、身銭を切ってと言ってくたさったのですけれども、去年から一人分身銭を切って増員してこの担当をつくったのです。

地域公益事業というふうに法律上は言っておりますが、社会福祉法人がどうやったら地域に対して社会貢献ができるだろうかということを検討する連絡会を設けました。

ただ、66法人なので、事業所を持つと非常に人数になってしまうものですから、福祉事務所管轄で4つに分けて、練馬、光が丘、石神井、大泉に分けて、4つのエリアで分けてやりました。

特に、その4つのエリアでそれぞれにどうやったらいいかと検討したのですけれども、それだけではなく、皆さんに見えた方がいいだろうということで、大泉と関町・立野地区をモデル事業として立ち上げました。

まずは、大泉の地域エリアで、高齢者分野とか障害者分野、児童分野、それぞれが同じエリアであっても、社会福祉法人がお互いに全く知らなかったということもありまして、

一法人で社会貢献できる社会福祉法人はいいのですけれども、小さい社会福祉法人だったら一つの自分のところの法人だけで地域貢献はなかなかできない。そういうところで、横のつながりを持っていったらいいのではないか。そのためにも、身銭を切って5年間の計画を立てて推進していこうということで、まず、去年はお互いに、何をやっているか、どういう法人なのかというのを知って行って、大泉ではネットですぐにつながりを持って、何かイベントをやるときには即座に連絡がし合えるような「大泉ネット」というのをつくり上げました。

そういった中で、ある事業所が、精神障害者の方が2時間くらいの短い期間だったら働けるのだけれどもという話を聞くと、高齢者の施設で人手不足だということもあって、その時間だったらうちで受けられるのではないかとというので、最初は就労体験という話で入り、それが昨日の話では、できれば就労につなげたらいいなという話にもつながっていています。

そういうふうに、自分のところの社会福祉法人にできる限りのことを何がやれるだろうかというのを、自分のところだけで考えるのではなくて、さまざまな立場である社会福祉法人が集まって情報共有する中で、自分たちができることを考えています。

それをだんだんとやっていくうちに、5年後には、地域に向けて社会福祉法人同士が助け合って、地域住民への社会貢献ができるようにという途中経過です。5年計画を立てているので、2年たったので、その真ん中辺でお互いをやっとなら知っていったというところで

す。もう1個の関町のモデル事業は、地域に貢献するのに防災というキーワードは欠かせないかなということで、お互いに防災に関してどんなことをやっているかというようなアンケート調査をして、調べ合っています。

そういった意味では、社会福祉法人同士でどこまで用意しているかというのが、非常に差があるということがわかりまして、それをどういうふうに生かしていくという話し合いが進められています。

関町・立野という狭い地域で集まったのですけれども、それでももっと狭い地域でお互いに知り合っていきたいということで、それをどうやって工夫して情報共有できるだろうかというのを、次回やっていこうという話になっています。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 いいですか。後の、社会福祉法人の問題ですが、各社会福祉法人は、貴重な自己資本を、経営リスクを冒しながらやっとなら運営しているのに目をちゃんと向けていただいて、住民だけではなくて、社会福祉法人のためにも動いていただきたい。

体制はわかりました。私がお聞きしたかったのは、最近の国会で、社会福祉法人に関する法令改正があったかどうか。その辺の情報があれば教えていただきたいということです。

○委員 最近とは、いつですか。

○委員 今国会です。

○委員 社会福祉法の改正のこと。

○委員 そうです。何かありませんでしたか。

○委員 社会福祉法の改正があつて始まったんですけれども。

○

委員 その後、具体的な施行令がどうなったか、知りたいのですよ。

○委員長 委員、別途でお願いできますか。長くなるかもしれませんが。

○委員代理 私から質問させていただきたいのですけれども、相談情報ひろばの件ですけれども、「さまざまな団体が」というふうに書いてあるのですけれども、これをやりたいという団体はNPO法人を持っていないか、そのような基準はあるのでしょうか。相談情報ひろばの件ですね。

○地域福祉係長 相談情報ひろばは、常設型といわれる週4日以上のもので、非常設型という2種類あるのですけれども、常設型というものについては法人格が必要ですが、非常設型は任意団体でも構わないということになっております。

○委員代理 ありがとうございます。

○委員 事業番号でいきますと、関連しているところが19と22と24ぐらいでしょうか。

特に、22の研修の実施という平成29年度事業目標、事業者向け1回、職員向け1回と書いてございまして、一つ質問なのですが、事業者向けという中に、設計者向けというのはないのでしょうかということが一つ。この事業者向けの内容というのは、もう一つわかりませんので、ご説明いただきたい。

それから2点目が、その際に、19に関連してくるのですが、意見聴取事業というのがございますね。これは恐らくヒアリングといいますか、何か実際に利用者の立場から、バリアフリーに関してご意見をいただくという機会を設けるといことだと思っておりますが、設計者が、利用者、意見を述べる方の声を直接触れ合って聞くことという仕組みが、この中で担保されているのかどうか。

あるいは、全く意見聴取事業の中に、実際に設計に携わったり、設置に携わったり、ないしはそれをチェックアップするような職員の方々の参加というのは、この中に含まれていないのか、お聞きしたい。

○委員長 2点ほど、事業者向けの内容、研修の中に設計者が入っているのかどうかということと、意見聴取の方法でしょうかね。内容について、簡単にご説明いただければと思います。

○福祉のまちづくり係長 まず、研修のお話で申し上げますと、昨年度は職員向け研修というのは、基本的に区の中の設計担当をしている職員向けの研修で、バリアフリーについて勉強するというところで実施させていただいているものです。

事業者向けというのは、昨年度は、小規模な店舗のバリアフリー化を図りたいということで、商店会にご協力をいただきまして、商店会に所属されている工務店などはご参加いただいたのですが、現実的にどういう形で改修できそうかというような事例のご紹介をするような形で研修を実施いたしました。

今年度はやり方をまた考えておまして、職員向けは同様にしていきたいと思っておりますが、事業者向けは、できるだけ設計業者とか、それから工務店さんに何か勉強していただけるようなのをやりたいということで、11月ぐらいをめどに、今、まちづくりセンターで準備を進めているところです。

意見聴取事業についてですが、余り時間がないので、この黄色い冊子を見ていただきまして、開けていただきますと、区民意見聴取事業の概要が、左側のところに流れということで書いてございます。

それと、一番最終ページ、15ページに、これまで意見聴取をしてきた施設の事例とか名前が載っております。とりあえず、また詳しいことはお読みいただいて、ご質問いただければと思います。

○委員長 それでは、時間が超過していますので、次のまだ議題が残っていますので、経路ガイドラインの説明ですね。よろしく願いいたします。資料3になります。

○福祉のまちづくり係長 資料3に沿って、ご説明させていただきます。

計画としましては、計画の本書、厚い方の冊子の19ページから施策2がありますが、この20ページに取組2ということで紹介しております。

駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路のユニバーサルデザイン化という事業番号18について、具体的に検討を進めているというご紹介になります。

（仮称）練馬区ユニバーサルデザイン経路という名前で検討しておりますが、この検討の進め方について。それから、昨年度に調査などを行っておりますので、これの簡単なまとめについてのご報告。そして、これから検討していくのですが、こういう視点で検討したいなという、区としてのたたき台を資料にお付けしておりますので、順番に簡単なご説明をさせていただきます。

（仮称）練馬区ユニバーサルデザイン経路ガイドラインの作成ということですが、まず、このユニバーサルデザイン経路とは何でしょうということで、造語というか、練馬区独自で考えている言葉になります。

先ほどからお話がありましたように、一つ一つの建物のバリアフリー化ですとか、それから練馬区の駅のバリアフリー化というのは、ある程度それぞれ進んできております。

これは、法律や条例ができたことが大きいと思うのですが、ただ、まち全体ということで考えたときに、それぞれのつながりの弱いところがあります。

それから、ハードとソフトということでも、連携が弱いところがまだまだあるなということが、区民の皆様からも、これまでの委員会の中でもいろいろご指摘をいただきました。

そこで、これらの施設相互のつながりですとか、ハードとソフトのつながりということを上向きさせるために、まずは区として何をやっていったらいいのだろうかという考え方を整理するために、ガイドラインをつくりましょうというのがこの取組になります。

昨年の第1期の推進委員会でも、11月にこれから調査・検討を始めますということでご報告させていただきました。

それで、資料3に戻りますが、まずガイドラインの目的です。

公共施設を利用する区民や来街者——区民ではなくてまちに来られる方です——が、駅を降りてから施設で目的を達成するまで、安心・快適に行動できる環境を確保するため、必要な整備や取組の方針、手順を定めます。

建築物、公共交通施設、道路、公園などの整備者や管理者がガイドラインを用いることで、連続性を意識した整備や管理ができることを目指します。

ガイドラインの対象範囲として、建築物や道路などのハード整備に加えて、情報提供や声かけ、施設の維持管理などのソフトの取組もガイドラインの範囲として考えています。

別紙1参照ということで、ユニバーサルデザイン経路（ラフ・イメージ）というイラストをつけさせていただきました。

少しご説明させていただきます。左側の上に出発地ということで駅を描いてありまして、右側に到着ということで、主要公共施設、目的地があります。その間に道が通っていて、いろいろな吹き出しが出ているのですが、まず、経路のユニバーサルデザインはどういうことだろうということで、こういうことが考えられるだろうということです。駅をおりたとき、まず、ホームから出口までわかりやすい案内でスムーズに移動ができる。それから、わかりやすい案内で目的地もすぐにわかる。歩道は歩きやすく、自転車のマナーもよい。公共交通機関への乗り換えもしやすい。バスが描いてあります。安全な交差点ということで、白いつえを持った方が、エスコートゾーンという横断歩道の中に点字ブロックがついているものですが、それが通っているような絵が描いてあります。

中ほどには商店街のような小さな建物が並んでおりますけれども、ベンチで一息ですとか、声かけやあいさつでたのしい外出というような吹き出しもございます。

それと、そのまま施設に入らせていただきますと、施設は吹き出しがたくさんあるのですが、スタッフが施設の中をご案内。トイレも使いやすい、乳幼児連れでも安心、施設内も移動しやすいというようなことで、「おうちに帰るまでが遠足ですよ」というのがあるのですが、施設に着いて目的を達成できるまでが経路というふうに考えておりますので、こういったさまざまな取組、見ていただくだけでいろいろな部署で、それぞれのやっている分野がかかわっているのですが、さまざまな取組が一つの目標で連携していけるということを、ガイドラインの中で少し整理していきたいというのがイメージになります。

事業スケジュールということでは、昨年度に基礎調査を行いました。今年度は、ガイドラインの検討と策定をしていきまして、平成30年度、来年度からガイドラインを活用してまいります。また、あわせて、ガイドラインに基づいた経路の指定というような計画事業もございまして、こちらの検討も進めてまいります。

今年度の取組ですが、今後、各地域の詳細調査、それからワークショップ、ヒアリングなどをさらに進めてまいります。この検討をもとに必要な考え方や要素を追加・整理していったら、ガイドラインを3月末までにつくっていきたくと考えております。

ワークショップですが、表がございまして。ユニバーサルデザイン経路を考えるワークショップの開催ということで、第1回目は7月28日（金）、こちらはオープンワークショップというやり方になります。区役所のアトリウムに机を出しまして、来庁者の方、来た方たちに聞き取り調査をさせていただきます。さまざまな来庁者の方に区役所まで来られた移動の経路はどこを通過してきましたか、そこで何か問題はありましたかというようなことを聞いてまいります。

それから、第2回、第3回は、それぞれ8月下旬、9月下旬に実施をします。

8月は、障害のある方、高齢者の方、子育て世代の方、外国人の方など、困っていらっしゃるような属性の方たちにお集まりいただきまして、どういうことに困っていらっしゃるのか、そして、どういうことが必要だとお考えになっているのかというような意見交換会をしたいと思います。9月下旬には、もう少し取組のことを考えていきたいと思っております。

第2回で来られたさまざまな当事者の皆さんと、この推進委員会の皆様にもお声かけしますので、希望者の方はぜひご参加をいただきまして、どのような方策ができるのか、それから、区民と区でどういう協働を進めていったら経路のユニバーサルデザインが進むの

だろうかというようなことも意見交換をさせていただければと思っております。

8 月、9 月に関しましては、日程が決まり次第、またご案内させていただきたいと思っています。

平成28年度、昨年度、現地調査ということで基礎調査をさせていただきました。

ユニバーサルデザイン経路のあり方を検討するために、区内の状況ということで、鉄道駅からおおむね500m圏内に主要公共施設が立地する地区を中心に調査をしたものです。

その中で見えてきたというか、このあたりが課題だなと思っているのが、8点あります。

①沿道と一体となった歩行空間、幅ですね、有効幅員の確保のこと。②視覚障害者用誘導ブロック、いわゆる点字ブロックですが、その連続性の確保のこと。③交差点の安全性の確保のこと。④わかりやすいサイン、案内表示のことと、情報の内容ですとか配置などですね。⑤沿道の施設へのアクセスのしやすさ。⑥休憩施設、ベンチですとか、そういったものですが、休憩施設の確保のこと。⑦目的地である主要公共施設の利便性の向上のこと。⑧さまざまな歩行者への配慮ということで、写真を少し載せさせていただいています。

⑧の、さまざまな歩行者への配慮ということでは、ベビーカー、子ども連れ、つえ使用、車椅子、手押し車の高齢者の方の写真を事例で載せておりますが、調査の中では、白杖の方もおいでになりましたし、盲導犬ユーザーの方にもお目にかかりました。保育園のお散歩車というか、台車のようなもので、カラカラ行くような子どもたちも見かけました。さまざまな方がまちの中を歩いているなということ、私達も実感させていただいております。

そして、今後の検討ということで、ワークショップの中でも、こういう視点で考えていきたいなと思っておりますが、練馬区の福祉のまちづくり推進条例の中では、ユニバーサルデザインのことを五つの原則ということで、公平性、安全安心、わかりやすさ、身体への負担軽減、快適性というような整理をしているのですが、もう少し、経路ということで考えると、歩きやすいこと、わかりやすいこと、気持ちよいこと、使いやすいことというような経路の視点で、皆さんからも、どういうことをしたらいいのかというお話を聞いていければというふうに思っております。

これはあくまでたたき台になりますので、こういう形で何が足りないのか、それからどういうことをしていったらいいのかというのを、これからのワークショップ、それから団体の皆さんにも少しお話を聞いていきたいと思っております。

その中で、年内で整理していきたいというふうに思います。

○委員長 ありがとうございます。

まだ、たたき台ということですので、それを前提にしてご意見をいただければというふうに思います。

○委員 ワークショップの開催ということで、8月下旬、聴取者として、対象となっているのは障害、高齢、子育て世代、外国人と列挙されていますが、その中に、先ほど私が申し上げました設計の立場の人間をぜひ加えていただきたい。というのは、3回目に推進委員希望者と書いてございますけれども、生の声であるとか、直接触れ合っただけで何かを感じ取っていくということは非常に大事なことでございますが、機能を考える、それから取組を考える、この両方ともに私は設計の立場の人間がぜひ参加できるように、もう一度再検討いただけたらと思います。

○委員長 先ほど言いましたように、まだたたき台ですので、これから事務局でご検討いただければというふうに、よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

○委員 さっきからいろんな話で共通するようなことを言おうと思いつつ聞いていて、結局、今の時間になりましたけれども、ハードとソフトのつながりというのは最も大事だと思いますが、なるべく急ぐことというのをに入れてほしいのです。

なぜかという、ホームから三、四人が落ちて死んだから各駅で声かけが始まりました。

昨日は、飛行機に乗るのに、車椅子の人が無理やり一人で這いずって上がったという話がニュースになっていましたよね。

だから、そういった意味で、つながりの中に、差別性なり人権を無視することをなくすための権利擁護的なものをどこかで入れていかないと、道はできた、点字ブロックはつながったというのはうれしいですけれども、お互いに歩いているわけですから、そこでどのような譲り合いがあるか、どのような協力があるか、そういうようなつくり方を一緒に入れていかないと、形だけは立派にできていくという思いがあるので、毎回同じことなのですけれども、どうしてもそこが抜け落ちているような気がしてならないので、当事者としてしつこくもう一度言わせていただきます。また、機会があるみたいなので、そのときに言います。

○委員長 ありがとうございます。

当然、ワークショップ等では十分ご周知しているはずだというふうに理解しております。

ほかにございますでしょうか。

○委員 今のご説明で、ユニバーサルデザインで、立派なきれいなまちができていくのだなと想像できるのですが、私も、先の施策の 2 番と 12 番、防災と建築と重なってくるのですけれども、ユニバーサルデザインの経路は立派になると思うのですが、片や避難経路はどうなるのかなと思って。

この中にも、障害者、高齢者とか文言は出てくるのですが、そういった方の避難経路を確保したり、日常の生活で、例えば大地震という文言が出てくるのですが、大地震に備えて何をしていくのか。例えば、一人で住んでいる高齢者の方の、タンスだとかテレビだとか、転倒防止の用具をどうやって、もっともっと区民に配布していくのかというのが、そういった事柄が読み取れなかったものですから、そこら辺も大事にしていかななくてはいけないのではないかなというふうに思いつつ、ユニバーサルデザインをどういうふうにつなげていくのか。高齢者、障害者の方にどういうふうにつなげていくのか。

最終的には大地震があったときにも、避難経路をどこに考えているのかなというのを聞きたいなというふうに思います。

○委員長 ありがとうございます。まさに 11 月の議論になってくるかというふうに思いますので、ひとつよろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

それでは、時間が予定より超過してしまいましたので、このぐらいで、今日の第 1 回の推進委員会は終了させていただきたいと思っておりますけれども、特にご発言がありましたらお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、次回の日程等について、先ほど途中でご質問がありましたが、事務局からご

説明いただけますでしょうか。

○**地域福祉係長** 先ほどお話しさせていただきましたとおり、次第を見ていただければと思いますが、次回の日程は11月13日（月）を予定しております。

場所につきましては、今のところ区役所20階、交流会場を予定しておりますが、もしかすると変更があるかもしれません。

また、時間についてはまだ決まっておられませんので、場所とあわせて、開催通知でご案内したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**委員長** ありがとうございます。

○**副委員長** 本日も、大変貴重なたくさんのご意見をいただきましたかと思えます。

特に次回につなげるという形で、最後、お二方が特におっしゃっていたかと思えますが、1期の計画でも「気づき」というのがキーワードになったかと思えますけれども、日常のさまざまな形がないと、本当に非常時にできないという話になろうかと思えますので、ぜひこの点については、次回の11月の部分では実のあるディスカッションができますように、また皆さんとともに考えていきたいと思えます。

本日はありがとうございます。

○**委員長** ありがとうございます。

これから、11月に防災関係、そして最後に資料3でご説明がありましたけれども、ユニバーサルデザイン経路ということの具体的なガイドラインをどうつくるかというお話が出てくるかと思えます。

ユニバーサルデザインというと、何となく明確にならない部分もありますので、少し具体的に、キーワードでしっかりと拾って、確認して、それをガイドラインに生かして、ガイドラインをつくるのはスタートですので、それが実際に、先ほどの、設計者も含めてくださいと何度か繰り返しお話がありましたけれども、実際に利用者にとっても、あるいは設計者にとっても役に立つような、そういう方向を進めていきたいと思えますので、漠然としないで、具体的な安全の問題、安心の問題、あるいは快適な利用ですとか、そういうことを明確にして、先ほどキーワードがありましたけれども、それから委員のお話がありましたけれども、通路だけ一生懸命通過していてもしょうがないので、店舗ですとかいろいろなところがありますので、その人たちの店員だとか、従業員の方、アルバイトの方とどういふふうに接するのかということはずごく重要なこととなりますので、それらも含めたようなガイドラインづくりを目指していただければというふうに、これは私からのお願いであります。

それから、今日のお話の中でも、関係はしているのですがけれども、他の部門の方にもご出席いただかなければいけないようなご質問がありました。これは個別にまた質問された方にもご連絡いただければというふうに思えます。この推進委員会の中では全てを消化しきれないかと思えますが、ぜひ、何か課題等、ご質問等がありましたら、遠慮なく事務局にお寄せいただければと思います。

それでは、日程についてご了解いただきましたけれども、11月13日ということになりますが、ひとつよろしく願いしたいと思います。その間にも、幾つかのワークショップが含まれているかと思えますので、こちらにもご参加をよろしく願いしたいと思います。

それでは、本日、第2期の第1回推進委員会をこれで終了させていただきたいと思いま

す。どうもありがとうございました。